解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月十八日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十八日

大阪市天王寺区東上町八番三四号大阪市立環境科学研究所内

社団法人大阪生活衛生協会

代表清算人　杉田　隆博

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十三年三月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十八日

岡山県岡山市北区中山下二―一―八〇

川崎病院グループ厚生年金基金

清算人　川崎　祐徳

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日開催のNPO法人在宅支援センターえるの社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十八日

福岡県大野城市横峰二丁目一一番二三号

NPO法人在宅支援センターえる

代表清算人　富山　淳子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年一月十七日開催の社員総会の決議により、同年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十八日

長崎市出島町一番一四号

社団法人長崎県雇用支援協会

代表清算人　松藤　悟

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日事業の成功の不能により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十八日

札幌市中央区北二条西七丁目一番地

財団法人北海道傷痍軍人会

代表清算人　鈴枝　實

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為第二十三条の規定に基づき平成二十三年四月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十八日

札幌市東区東苗穂八条二丁目一五番一二号

財団法人札苗福祉会

代表清算人　金石　一美

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年一月十三日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十八日

東京都千代田区大手町一丁目八番三号

特定非営利活動法人農業ジャーナリスト賞

代表清算人　山田　優

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年二月二十四日開催の社員総会の決議並びに国土交通大臣の認可により平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十八日

東京都千代田区有楽町二丁目二番一号

社団法人日本ツーリズム産業団体連合会

代表清算人　舩山　龍二

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年二月二十六日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十八日

神奈川県藤沢市大鋸三丁目三番三六号

特定非営利活動法人ベビールームつくし

清算人　田邊　真希

解散公告（第二回）

当法人は平成二十三年三月三十一日存続期間の満了により平成二十三年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十八日

神奈川県藤沢市朝日町一番地の六

財団法人藤沢市社会福祉事業協会

清算人　土田　卓

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年二月二十日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十八日

静岡県榛原郡川根本町地名一七八番地四

社団法人地名振興会

代表清算人　宮下　浩之

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十三年三月三十日静岡市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十八日

静岡市葵区追手町五番一号

静岡市清水追分土地区画整理組合

清算人代表　西ヶ谷修自

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十二年七月二十四日開催の組合会の議決により平成二十三年三月三十一日で解散したので、当組合に債権を有する者は、平成二十三年九月三十日までにお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十八日

兵庫県明石市岬町三三―一

明石浦国民健康保険組合

代表清算人　戎本　裕明

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月八日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十八日

島根県松江市学園南一丁目二番四号くにびきメッセ四階

社団法人島根県雇用促進協会

清算人　若佐　博之

解散公告（第二回）

当法人は、寄付行為の規定により平成二十三年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十八日

佐賀県伊万里市伊万里町甲三五八

財団法人黒澤明文化振興財団

清算人　松本　修治

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年二月十九日開催の臨時社員総会の決議により同年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十八日

佐賀市中の小路七番三号

社団法人佐賀県公共嘱託登記司法書士協会

清算人　末永　紘一